

道内事業者等事業継続緊急支援金 (エネルギー価格高騰分)

コロナによる**売上減少**に加え、**エネルギー価格高騰**の影響を受けている中小・小規模事業者等に**支援金を給付**

給付要件	売上要件	R3年11月以降のいずれかの月の 売上 が、H30年11月～R2年3月までの同月比で 20%以上減少
	エネルギーコスト要件	R4年12月以降のいずれかの月に事業のために支払った エネルギーの単価 が、R3年12月～R4年11月までのいずれかの月の単価よりも 増加
給付額	中小・小規模事業者： 10万円 個人事業者： 5万円	
申請期間	1月19日(木)～4月30日(日)	
申請手続の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー価格の上昇を比較する添付書類の一部を省略 ・前回支援金の受給者は、申請書記載事項や添付書類の一部を省略 	

緊急人材確保奨励金・支援金 (人材確保緊急支援事業)

道内や道外に在住する方が、人手不足が深刻な業種で道内事業所で一定期間就労した場合、就労者及び道内事業所に支援金等を支給する。

対象業種 **宿泊、飲食サービス、製造、建設 など**

事業所 ○道内に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であつて、道内や道外に在住する者を一定期間雇用

対象者 個人 ○令和4年12月6日から令和5年3月31日までに一定期間以上雇用
○道外に在住する方は、3週間につき10日以上勤務
○道内に在住する方は、労働時間が20時間/週以上、31日以上の雇用見込みがあり、3週間につき10日以上勤務

支給額 道内事業所 支援金 10万円
道内や道外に在住する者 奨励金 10万円(+ 移動費 実費上限 10万円)

令和5年1月27日(金)から申請受付開始